

三芳町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)に対する町の考え方について

町の考え方を下記の通り取りまとめましたのでお知らせします。

パブリック・コメント案件：三芳町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)		
担当課：福祉課	メールアドレス：kenko@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
提出された意見の件数	4件	
対応状況	下記のとおりといたします。	
素案に対する意見等	対応方針	町の考え方
<p>意見1</p> <p>【P101「(7)若年性認知症等に対する支援」のところ】</p> <p>認知症だけでなく、若年性認知症だけでなく、脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった方への支援についても計画に記して下さい。「具体的には若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となり介護保険サービスが優先されるようになった第2号被保険者の方に対して、介護保険サービスでの支援と共に、併用できる障害福祉サービスや障害年金制度につなげていく多機関・多職種連携による相談支援体制の構築」をお願い致します。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>障害福祉サービスや障害年金制度につなげていくための、多機関・多職種連携において、障がい福祉担当課と連携を図り、総合的な支援体制の構築に努めます。</p>
<p>意見2</p> <p>【P90「第3節 在宅医療・介護連携の推進」のところ】</p> <p>医療と介護の連携だけでなく、障害福祉との連携についても計画に記し、さらに、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が、障害福祉サービスにもつながるようなケアパスの整備についても計画に記して下さい。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>障害福祉サービスにつなげていくための、多機関・多職種連携において、障がい福祉担当課と連携を図り、総合的な支援体制の構築に努めます。</p>

<p>い。</p>		
<p>意見3 【P103「1 地域包括支援センター業務」のところ】 若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となり介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者の方への支援で、地域包括支援センターが福祉分野と連携して、相談支援ができる体制を整備していくことを計画に記して下さい。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>地域包括支援センターは、福祉分野とも連携強化を図り、相談支援体制の整備に努めます。</p>
<p>意見4 【P122「(1) 介護給付適正化事業」のところ】 若年性認知症や高次脳機能障害についても要介護認定が適正に行われるよう、若年性認知症や高次脳機能障害の特性を理解したうえでの対応ができるよう、ご配慮下さい。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>要介護認定の適正化につきましては、若年性認知症や高次脳機能障害の特性も理解したうえで、引き続き適正な判定を行ってまいります。</p>